

福岡市公報

令和 6 年 6 月 27 日 第7064号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡市事務分掌規則等の一部改正（第96号）	1

規則

福岡市事務分掌規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 6 年 6 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第96号

福岡市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(福岡市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 福岡市事務分掌規則（平成17年福岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「保健所」を「保健センター」に改める。

「 医薬務係

保健予防課

第 2 条第 8 項中 感染症対策係、「くらしの衛生係」及び

難病医療助成係

精神保健福祉係」

「 食品安全推進課

食品安全企画係

食品衛生係 を削る。

健康危機管理部

健康危機管理課 」

第28条第 1 項第 4 号中「保健所」を「保健センター」に改める。

第34条中「第35条の 4」を「第35条の 3」に改める。

第35条の 2 第 1 項中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号を第 3 号とし、第 6 号を削り、第 7 号を第 4 号とし、第 8 号を第 5 号とし、同条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とする。

第35条の3第1項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第11号までを2号ずつ繰り上げ、同条第2項を削る。

第35条の4を削る。

第96条中「健康・感染症対策係」を「健康づくり係」に改め、「精神保健福祉係」及「衛生課

環境係
食品係
医薬務係」を削る。

第97条及び第98条中「健康・感染症対策係」を「健康づくり係」に改め、「精神保健

福祉係」及び
衛生課
環境係
食品第1係
食品第2係
医薬務係」を削る。

第99条から第102条までの規定中「健康・感染症対策係」を「健康づくり係」に改め、

衛生課
環境係
「精神保健福祉係」及び
食品係
医薬務係」を削る。

第109条第1項第1号ただし書を削り、同条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同項第7号中「保健所庁舎」を「保健センター庁舎」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第8号及び第9号を削り、第10号を第7号とし、第11号を第8号とし、第12号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 予防接種に関すること。

第109条第3項中第13号を削り、第14号を第11号とし、第15号を第12号とし、第16号に次のただし書を加える。

ただし、保健医療局保健所の所管に係るものを除く。

第109条第3項中第16号を第13号とし、第17号を第14号とし、第18号及び第19号を削り、同項第20号ただし書中「衛生課」を「保健医療局保健所」に改め、同号を同項第15号とし、同条中第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項を第8項とする。

第114条第1項第1号ただし書を削り、同条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、第7号及び第8号を削り、第9号を第6号とし、第10号を第7号とし、第11号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 予防接種に関すること。

第114条第3項中第12号を削り、第13号を第10号とし、第14号を第11号とし、第15号

に次のただし書を加える。

ただし、保健医療局保健所の所管に係るものを除く。

第114条第3項第15号を第12号とし、第16号を第13号とし、第17号及び第18号を削り、同項第19号ただし書中「衛生課」を「保健医療局保健所」に改め、同号を同項第14号とし、同条中第9項を削り、第10項を第9項とし、第11項を第10項とする。

第119条第1項第1号中「当該課、子育て支援課及び保護課の所掌事務並びに地域保健福祉課の所掌事務（第4項第1号から第3号まで及び第6号から第11号までに規定するものに限る。）」を「保健福祉センターの所掌事務」に改め、同条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、第7号から第9号までを削り、第10号を第6号とし、第11号を第7号とし、第12号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 予防接種に関すること。

第119条第3項第13号を削り、第14号を第10号とし、第15号を第11号とし、第16号に次のただし書を加える。

ただし、保健医療局保健所の所管に係るものを除く。

第119条第3項第16号を第12号とし、第17号を第13号とし、第18号及び第19号を削り、同項第20号ただし書中「衛生課」を「保健医療局保健所」に改め、同号を同項第14号とし、同条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第124条第1項第1号ただし書を削り、同条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号及び第9号を削り、第10号を第7号とし、第11号を第8号とし、第12号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 予防接種に関すること。

第124条第3項第13号を削り、第14号を第11号とし、第15号を第12号とし、第16号に次のただし書を加える。

ただし、保健医療局保健所の所管に係るものを除く。

第124条第3項第16号を第13号とし、第17号を第14号とし、第18号及び第19号を削り、同項第20号ただし書中「衛生課」を「保健医療局保健所」に改め、同号を同項第15号とし、同条中第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項を第8項とする。

第129条第1項第1号ただし書を削り、同条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同項第7号中「保健所庁舎」を「保健センター庁舎」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第8号及び第9号を削り、第10号を第7号とし、第11号を第8号とし、第12号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 予防接種に関すること。

第129条第3項第13号を削り、第14号を第11号とし、第15号を第12号とし、第16号に次のただし書を加える。

ただし、保健医療局保健所の所管に係るものを除く。

第129条第3項中第16号を第13号とし、第17号を第14号とし、第18号及び第19号を削り、同項第20号ただし書中「衛生課」を「保健医療局保健所」に改め、同号を同項第15号とし、同条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第134条第1項第1号ただし書を削り、同条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同項第7号中「保健所庁舎」を「保健センター庁舎」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第8号及び第9号を削り、第10号を第7号とし、第11号を第8号とし、第12号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 予防接種に関すること。

第134条第3項中第13号を削り、第14号を第11号とし、第15号を第12号とし、第16号に次のただし書を加える。

ただし、保健医療局保健所の所管に係るものを除く。

第134条第3項中第16号を第13号とし、第17号を第14号とし、第18号及び第19号を削り、同項第20号ただし書中「衛生課」を「保健医療局保健所」に改め、同号を同項第15号とし、同条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第139条第1項第1号ただし書を削り、同条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同項第7号中「保健所庁舎」を「保健センター庁舎」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第8号及び第9号を削り、第10号を第7号とし、第11号を第8号とし、第12号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 予防接種に関すること。

第139条第3項中第13号を削り、第14号を第11号とし、第15号を第12号とし、第16号に次のただし書を加える。

ただし、保健医療局保健所の所管に係るものを除く。

第139条第3項中第16号を第13号とし、第17号を第14号とし、第18号及び第19号を削り、同項第20号ただし書中「衛生課」を「保健医療局保健所」に改め、同号を同項第15号とし、同条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第144条第1項中「及び保健所長」を削り、同条第4項中「、保健所長」を削り、同条第5項を削る。

第145条第1項中「、保健所長」を削る。

第151条第2項中「保健所長又は」を削り、同条第3項を削り、同条第4項ただし書中「、保健所長」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に、「保健福祉センター所長、保健所長」を「保健福祉センター所長」に改め、「、保健所長の職務権限は保健福祉センター所長が」を削り、「、保健福祉センター所長又は保健所長」を「又は保健福祉センター所長」に改め、同項を同条第4項とする。

第3章第5節を次のように改める。

第5節 保健センター

(組織等)

第156条 福岡市保健所及び保健センター条例（令和5年福岡市条例第60号）第2条に規定する各保健センターは、その所管区域を所管する区役所保健福祉センター健康課及び地域保健福祉課をもってそれぞれ構成する。

第157条第2項中「部」を「局又は部」に改め、同項の表中

保健医療局	保健環境研究所	福岡市中央区地 行浜二丁目	所長	を
-------	---------	------------------	----	---

保健医療局	保健所	福岡市中央区舞 鶴二丁目	所長	に改め
	保健環境研究所	福岡市中央区地 行浜二丁目	所長	

る。

第160条の次に次の1条を加える。

(保健所)

第160条の2 保健所に次の部、課及び係を置く。

健康危機管理部
健康危機管理課
企画調整係
感染症政策係
感染症対策部
感染症対策課
企画管理係
感染症対策第1係
感染症対策第2係
結核対策課
結核対策係
精神保健・難病対策部
精神保健・難病対策課
事業調整係
精神保健福祉第1係
精神保健福祉第2係
難病疾病対策係

地域衛生部

医薬務・衛生推進課

くらしの衛生係

医薬企画係

食品安全推進課

食品安全企画係

食品衛生係

東衛生課

環境係

食品係

医薬務係

博多衛生課

環境係

食品第 1 係

食品第 2 係

医薬務係

中央衛生課

環境係

食品第 1 係

食品第 2 係

医薬務係

南衛生課

環境係

食品係

医薬務係

城南衛生課

環境係

食品係

医薬務係

早良衛生課

環境係

食品係

医薬務係

西衛生課

環境係

食品係

医薬務係

2 保健所の部及び課の分掌する事務は、次のとおりとする。

健康危機管理部

健康危機管理課

- (1) 保健所の所掌事務に係る保健所内の総合的な連絡調整に関すること。
- (2) 健康危機管理に関すること。ただし、感染症対策部感染症対策課の所管に係るものを除く。
- (3) 保健統計に関すること。
- (4) 保健センターとの総合的な連絡調整に関すること。ただし、こども未来局の所管に係るものを除く。
- (5) 保健所安全衛生委員会に関すること。
- (6) 保健所運営協議会に関すること。
- (7) 感染症の予防及び医療に関すること。ただし、感染症対策部感染症対策課の所管に係るものを除く。
- (8) 栄養の改善に関すること。

感染症対策部

感染症対策課

- (1) 当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関すること。
- (2) 健康危機管理に関すること。ただし、健康危機管理部健康危機管理課の所管に係るものを除く。
- (3) 感染症の予防及び医療に関すること。ただし、健康危機管理部健康危機管理課の所管に係るものを除く。
- (4) 保健所における保健師業務の統括に関すること。
- (5) 部内の他の課の主管に属しないこと。

結核対策課

- (1) 結核の予防及び医療に関すること。

精神保健・難病対策部

精神保健・難病対策課

- (1) 精神保健福祉に関すること。ただし、福祉局の所管に係るものを除く。
- (2) 難病対策に関すること。ただし、こども未来局及び福祉局の所管に係るものを除く。
- (3) 精神保健福祉センターとの連絡に関すること。
- (4) 社会福祉法に基づく法人の認可及び指導に関すること。ただし、こども未来局及び福祉局の所管に係るものを除く。

地域衛生部

医薬務・衛生推進課

- (1) 当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関すること。
- (2) 環境衛生に係る総合的な企画・調整に関すること。
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）その他医務関係法令に関すること。
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）並びに毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に関すること。
- (5) 医務及び薬務に係る各衛生課所掌事務の指導及び連絡調整に関すること。
- (6) 部内の他の課の主管に属しないこと。

食品安全推進課

- (1) 食品の安全確保の推進及び総合的な調整に関すること。
- (2) 食品衛生及び乳肉衛生に関すること。
- (3) 食品表示に関すること。
- (4) 食品衛生に係る所掌事務の連絡調整に関すること。

東衛生課

- (1) 次に掲げる事務のうち、東区の区域に係るもの。ただし、東区地域整備部生活環境課の所管に係るものを除く。

- ア 環境衛生に関すること。
- イ 食品衛生に関すること。
- ウ 獣疫衛生に関すること。
- エ 環境衛生及び食品衛生思想の普及向上に関すること。
- オ 医務及び薬務に関すること。
- カ 人口動態統計その他地域保健に係る統計調査に関すること。

博多衛生課

- (1) 次に掲げる事務のうち、博多区の区域に係るもの。ただし、博多区地域整備部生活環境課の所管に係るものを除く。

- ア 環境衛生に関すること。
- イ 食品衛生に関すること。
- ウ 獣疫衛生に関すること。
- エ 環境衛生及び食品衛生思想の普及向上に関すること。
- オ 医務及び薬務に関すること。
- カ 人口動態統計その他地域保健に係る統計調査に関すること。

中央衛生課

- (1) 次に掲げる事務のうち、中央区の区域に係るもの。ただし、中央区地域整備部生活環境課の所管に係るものを除く。

- ア 環境衛生に関すること。
- イ 食品衛生に関すること。
- ウ 獣疫衛生に関すること。

- エ 環境衛生及び食品衛生思想の普及向上に関すること。
- オ 医務及び薬務に関すること。
- カ 人口動態統計その他地域保健に係る統計調査に関すること。

南衛生課

- (1) 次に掲げる事務のうち、南区の区域に係るもの。ただし、南区地域整備部生活環境課の所管に係るものを除く。

- ア 環境衛生に関すること。
- イ 食品衛生に関すること。
- ウ 獣疫衛生に関すること。
- エ 環境衛生及び食品衛生思想の普及向上に関すること。
- オ 医務及び薬務に関すること。
- カ 人口動態統計その他地域保健に係る統計調査に関すること。

城南衛生課

- (1) 次に掲げる事務のうち、城南区の区域に係るもの。ただし、城南区地域整備部生活環境課の所管に係るものを除く。

- ア 環境衛生に関すること。
- イ 食品衛生に関すること。
- ウ 獣疫衛生に関すること。
- エ 環境衛生及び食品衛生思想の普及向上に関すること。
- オ 医務及び薬務に関すること。
- カ 人口動態統計その他地域保健に係る統計調査に関すること。

早良衛生課

- (1) 次に掲げる事務のうち、早良区の区域に係るもの。ただし、早良区地域整備部生活環境課の所管に係るものを除く。

- ア 環境衛生に関すること。
- イ 食品衛生に関すること。
- ウ 獣疫衛生に関すること。
- エ 環境衛生及び食品衛生思想の普及向上に関すること。
- オ 医務及び薬務に関すること。
- カ 人口動態統計その他地域保健に係る統計調査に関すること。

西衛生課

- (1) 次に掲げる事務のうち、西区の区域に係るもの。ただし、西区地域整備部生活環境課の所管に係るものを除く。

- ア 環境衛生に関すること。
- イ 食品衛生に関すること。
- ウ 獣疫衛生に関すること。

エ 環境衛生及び食品衛生思想の普及向上に関すること。

オ 医務及び薬務に関すること。

カ 人口動態統計その他地域保健に係る統計調査に関すること。

3 係の事務分掌は、課長が定める。

第202条に次の1項を加える。

2 保健所の所長は、地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第4条に定める資格を有する職員のうちから命じる。

第204条第1項中「事業所」の次に「、部」を加える。

第208条第2項ただし書中「所属」を「保健所については所長の、その他の事業所については所属」に改め、同条第3項ただし書中「については」の次に「、保健所については主管の部長の」を加え、同条第6項中「事務局長」の次に「、部長」を加える。

別表第3 3 主査の表保健医療局の部中「市民病院のあり方検討」を「市民病院あり方検討」に、

地域医療課	災害医療	1	を
	医薬業務推進	1	

「地域医療課 災害医療 1」に改め、同部健康危機管理部

の項を削り、同表農林水産局の項中

政策企画課	油山市民の森等リニューアル	1	を
	農林水産関連ビジネス	1	

「政策企画課 農林水産関連ビジネス 1」に改める。

別表第5 東区役所の部保健福祉センターの款健康課の項及び衛生課の項を削り、同表博多区役所の部保健福祉センターの款健康課の項及び衛生課の項を削り、同表中央区役所の部保健福祉センターの款健康課の項及び衛生課の項を削り、同表南区役所の部保健福祉センターの款健康課の項及び衛生課の項を削り、同表城南区役所の部保健福祉センターの款健康課の項及び衛生課の項を削り、同表早良区役所の部保健福祉センターの款健康課の項及び衛生課の項を削り、同表西区役所の部保健福祉センターの款健康課の項及び衛生課の項を削る。

別表第6 2 主査の表中

こども総合相談センター	教育相談課	教育相談	3	を
-------------	-------	------	---	---

こども総合相談センター		教育相談課	教育相談	3
保健所	健康危機管理部	健康危機管理課	新型コロナウイルスワクチン接種	1
			特定給食施設	1
		結核対策課	放射線	3
	感染症対策部	地域衛生部	医薬務・衛生推進課	1
			東衛生課	1
			博多衛生課	1
			中央衛生課	1
			南衛生課	1
			城南衛生課	1
			早良衛生課	1
			西衛生課	1
			環境及び食品衛生	1
			環境及び食品衛生	1
			環境及び食品衛生	1

に改める。

(福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則の一部改正)

第2条 福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則（平成13年福岡市規則第88号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「及び衛生課」を削る。

別表第2 1 東区役所の表総務課の項中「並びに健康課及び衛生課」を「及び健康課」に、「、健康課及び衛生課」を「、健康課」に改め、同表各所管課（生涯学習推進課、健康課及び衛生課を除く。）の項中「、健康課及び衛生課」を「及び健康課」に改め、同表健康課及び衛生課の項中「及び衛生課」を削る。

別表第2 3 中央区役所の表、別表第2 6 早良区役所の表及び別表第2 7 西区役所の表中「健康課及び衛生課の」を「健康課の」に、「、健康課及び衛生課を」を「及び健康課を」に、「健康課及び衛生課」を「健康課」に改める。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

